

## 第 3 8 回三朝町農業委員会総会議事録

1 開催年月日	平成 2 9 年 6 月 8 日 (木) 1 5 時開会																				
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																				
3 出席委員 (11名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 25%;">職代 吉田定夫</td> <td style="width: 5%;">欠</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>1 番 山本 満</td> <td>出</td> <td>5 番 相見正二</td> <td>出</td> <td>6 番 布廣俊晴 出</td> </tr> <tr> <td>7 番 谷川博恒</td> <td>出</td> <td>8 番 馬野善則</td> <td>出</td> <td>9 番 早栗永人 出</td> </tr> <tr> <td>10 番 米原健二</td> <td>出</td> <td>11 番 松原利志</td> <td>出</td> <td>12 番 岩田孝夫 出</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 10 人</p>	会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	欠		1 番 山本 満	出	5 番 相見正二	出	6 番 布廣俊晴 出	7 番 谷川博恒	出	8 番 馬野善則	出	9 番 早栗永人 出	10 番 米原健二	出	11 番 松原利志	出	12 番 岩田孝夫 出
会長 山本雅之	出	職代 吉田定夫	欠																		
1 番 山本 満	出	5 番 相見正二	出	6 番 布廣俊晴 出																	
7 番 谷川博恒	出	8 番 馬野善則	出	9 番 早栗永人 出																	
10 番 米原健二	出	11 番 松原利志	出	12 番 岩田孝夫 出																	
4 欠席委員	職務代理 吉田 定夫 委員																				
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 澤 由作 臨時職員 樋口幸子																				
6 議事録署名 委員	5 番 相見 正二 6 番 布廣 俊晴																				
7 議事内容等	(1) 議案第 116 号 農業委員会の適正な事務実施に関する件について (2) 議案第 117 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更に関する件について (3) 議案第 118 号 非農地証明申請書について (今泉 1 件) (4) 議案第 119 号 地籍調査事業に伴う地目変更について																				
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について																				
9 その他	(1) 7 月農業委員会総会の日程について (2) その他																				
10 閉会	時 分																				

## 1 開会

### 《事務局長》

定刻になりましたので、ただ今から、第38回三朝町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、山本会長よりごあいさつをお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

今日から議会が始まっております。農業委員会に対しては一般質問が出ていまして、明日対応する形になっております。一般的な今までの取り組みと、今後についての話で、農業委員会としての姿勢を示していきたいと思っておりますので、また機会がありましたらご報告したいと思います。

## 3 総会成立宣言

### 《事務局長》

本日の出席委員は11名中10名が出席（うち在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名で過半数以上）されており、定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第3条の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

## 4 議事録署名委員の指名

### 《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第27条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことでございますので、5番 相見正二委員と6番 布廣俊晴委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

## 5 議 事

### 《議長》

これより、第5の議事に入ります。

議案第116号「農業委員会の適正な事務実施に関する件について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

### 《事務局》

議案第116号について説明します。農業委員会の適正な事務実施に関する件について

【事務局長】

議案の説明に先立ち、本議案の経過についてご説明させていただきます。

本議案は、先月10日の総会に113号議案として提案し、「地域の農業者等から意見及び要望等を募集するために公表してよいか」として、本委員会の議決を求めたところであります。

しかしながら、平成28年度から地域の農業者等から意見及び要望等を募集することなく公表が可能になっていること、さらに、定められた様式に変更がありましたので、再度調整し、提案させていただくものです。

(議案書説明)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付20経営第5791号経営局長通知)に基づき、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)並びに「平成

29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)を別紙のとおり作成しましたので公表して  
よいか本委員会の決議を求める。

平成 28 年度の活動の点検・評価と平成 29 年度の活動計画と 2 様式ありましたが、平成 28 年度  
分のみ様式変更となっております。変更点としては、具体的な数値を置く項目が増えたわけでは  
ありません。

今年度からは H29 年度の活動目標及びその達成に向けた活動計画の項目をそのまま当てはめるこ  
とができる点検表として使うような様式になりました。

数値はご覧のとおりです。

なお、本件議決後は、別紙(案)を町ホームページ上で公表することとしています。以上で  
す。

《議長》

事務局の説明は終わりました。何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 116 号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 116 号は承認されました。

《議長》

議案第 117 号「農地利用集積円滑化事業規定の変更に関する件について」を議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

(議案書説明) 農地利用集積円滑化事業規定の変更に関する件について  
農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項の規定による農地利用集積円滑化団体の作成した同法 11  
条の 9 第 1 項に基づく農地利用集積円滑化事業規定の変更について、同法同条第 4 項の規定によ  
り  
三朝町長から協議がありましたので、本件に関し本委員会の決議を求める。

変更内容としては「県農業会議」の文言を「農業委員会ネットワーク機構」  
に変更することです。総会にかける根拠としては農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 (農地利  
用集積円滑化事業規定) 第 1 項に「農地利用集積円滑化事業を行うときは、市町村の承認を受け  
なければならない」とあり、同条第 4 項にて、「市町村は承認前にあらかじめ、農業委員会の決定  
を経なければならない」とありますので、今回の変更承認にあたり決議を求めます。

《議長》

その他、何か質問等がありましたらお願いします。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 117 号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 117 号は承認されました。

《議長》

議案第 118 号「非農地証明に関する件について」を議題とします。事務局より議案の説明を

お願いします。

《事務局》

非農地証明に関する件について非農地証明について、現況のとおり の地目に変更したい旨の申請書が提出されたので、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により本委員会の決議を求めらる。

(議案書朗読)

案件の申請内容について、「非農地証明の取り扱いについて(平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知)」に基づき精査しましたところ、別紙審査表 非農地証明の対象とする条件④《人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に20年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地》に該当します。

このため、現況が農地法第2条で定義される「農地」すなわち「耕作の目的に供される土地」に該当しなければ、同通知の2の非農地の認定基準等を満たすと判断されます。以上です。

(現地確認の結果：10番)

現地は今泉のとんがりハウスを町道沿いに上がったところであり、現在では家の敷地の隣にある駐車場となっています。町道拡幅工事から20年経過していますし、周りも住宅地が密集している。非農地として取り扱っても問題ないと思われます。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありますか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第118号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第118号は承認されました。

《議長》

議案第119号「地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

地籍調査事業に伴い現況の地目に変更したい旨の協議が三朝町長からありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、本委員会の意見を求めらる。

本日、農地班により写真判定による現地確認を行っていただきました。写真は5月23日事務局(澤)が地籍調査の職員と一緒に現地確認後、撮影したものです。

なお、農地から非農地への変更については「非農地証明の取り扱いについて(平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知)」、非農地から農地への変更については農地法第2条の規定に定める「農地」の定義に基づいて本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」にそれぞれ基づき、地目変更の可否等の判断を行いました。

今回の農地→非農地の件も非農地証明の要件を用いまして、③の《耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧が困難な土地》に該当する現況であった状況を、農地班の方に写真を用いて説明させていただきました。

《資料説明》

(現地確認の結果)

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 119 号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 119 号は承認されました。

## 6 報告事項

《事務局》

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 5 件ありましたのでご報告します。

【資料をもとに報告】

《議長》

〈7 番委員〉

この「非農地・非農地化を進める」と書いてある書類はどういう意味でしょうか？まさか農業委員会として非農地化を進めてないですよ？

〈事務局〉

「非農地・非農地化を進める」とは、農地パトロールで B 分類と判定され復旧が困難な農地です。相続人様も、自己保全の意思がないことから登記等、名簿上も「非農地」として取り扱えるよう手続きを進めているところです。

〈会長〉

次回から非農地化の文言を入れるなら、当該農地が B 分類であるかどうかまで記載してください。

そうでないと、農業委員会が安易に非農地化を進めているように受け取られかねない。

〈事務局〉

わかりました。

事務局、そのほかございますか。

《事務局長》

ございません。

## 7 協議事項

《議長》

第 7 の協議事項他に入ります。

《事務局》地籍調査事業に伴う地目変更について

(資料に基づき説明)

〈5 番委員〉

469 番は以前[原野]で回答しており、一体所有の 468 番は[畑]では所有者から疑義が生じないか。

〈7 番委員〉

原理原則にのっとり[農地→非農地][非農地→農地]の判断基準だけで判断すれば、おのずと結論は決まってくるのではないか。

〈8 番委員〉

もともと 469 番[宅地]、468 番は[畑]という違いがあるため、地目にズレが生じても不思議ではない。

《委員会としての判断》

大谷 468[畑]→[原野]への地目変更可能かということ協議事項に対し、一体として使用していても 468 番は[畑]、469 番は[原野]とする事が適当。

8 その他

《議長》

第 8 のその他に入ります。

(1) 7 月農業委員会総会の日程についてお諮りします。いかがでしょうか。

【協議の結果】

7 月 10 日（月）午後 3 時の開会に決定いたします。

議案の状況によっては、午後 4 時の開会とします。

(2) その他

《議長》

その他何かございますか。

【「なし」の声あり】

以上で第 7 のその他を終わります。

《議長》

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 38 回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 6 月 8 日

議 長

議事録署名委員

5 番

6 番